

軽自動車税の減免制度

市役所税務課 ☎ 055-948-2918



身体などに障がいのある人や、身体障がい者用の軽自動車対象です。減免は、障がい者1人につき1台に限ります。また、普通自動車と重複して減免を受けることはできません。

軽自動車税の減免対象車両

- ・障がい者本人が所有し、かつ、使用する軽自動車
- ※所有とは、生計を共にする人が所有する場合も含む
- ※使用とは、生計を共にする人、または常時介護する人が使用する場合も含む
- ・車両構造が身体障がい者用の軽自動車

平成28年度 軽自動車税減免申請を受け付けます

申請期間／5月6日(金)～31日(火)
※土・日・祝日を除く

申請場所／税務課(伊豆長岡庁舎1階)
※各支所では受付できません。
ご注意ください。

その他／平成27年度に軽自動車税の減免を受けている人で、車両の廃車や名義変更などを行っていない場合は、4月下旬に「現況報告書(減免申請書)」を送付します。
※持ち物や対象となる障がいの範囲などについての詳細は、直接問い合わせください。



平成28年度から、申請書にマイナンバーの記載が必要となります

窓口で手続きをする際には、対象車両を所有する人のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカードなど)をお持ちください。

年齢	生年月日
65歳	昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生まれ
70歳	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生まれ
75歳	昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生まれ
80歳	昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生まれ
85歳	昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生まれ
90歳	大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生まれ
95歳	大正10年4月2日生～大正11年4月1日生まれ
100歳	大正5年4月2日生～大正6年4月1日生まれ

市役所健康づくり課
☎ 055(949)6820

※平成28年度の対象者は、平成29年度以降に対象となることはありません。希望する人は忘れずに接種してください。

対象者は忘れずに!

高齢者肺炎球菌予防接種

予防接種法が改正され、高齢者肺炎球菌予防接種が予防接種法に基づき定期接種となりました。接種を希望する人は、体調の良い時に接種をしてください。

対象者／平成28年度、左の表にある年齢になる人で、今まで一度も高齢者肺炎球菌予防接種を受けていない人(平成28年度の対象者には個別に通知をしています)。

接種期間／4月1日(金)

～平成29年3月31日(金)

接種料金／

自己負担金4,260円
(生活保護世帯に属する人は自己負担免除あり。接種前に申請が必要です)。

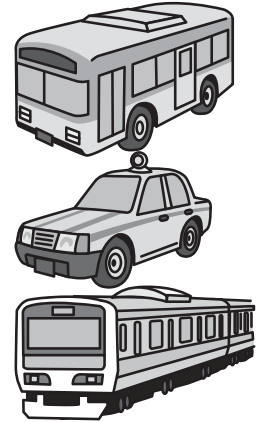
※60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能、もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、厚生労働省令で定める人も対象となります。希望する場合は主治医と相談し、接種前に健康づくり課で手続きをしてください。

今年度も継続!!

福祉タクシー・バス・鉄道利用券交付

市役所長寿福祉課 ☎ 0558-76-8011
市役所障がい福祉課 ☎ 0558-76-8007

高齢者(75歳以上)と重度障がい者の皆さんが、外出する機会を多く持つことで、積極的に社会参加していただくことを目的に、平成28年度『福祉タクシー・バス・鉄道利用券』を交付します。



- 対象者／平成28年4月1日現在、市内の住民基本台帳に記録されていて、次のいずれかに該当し、長期療養、施設入所をしていない人
- ①昭和16年4月1日以前に生まれた人(年度途中で75歳になっても交付対象になりません)
 - ②身体障害者手帳1・2級を持っている人
 - ③療育手帳Aを持っている人
 - ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を持っている人

内容／タクシー・バス・伊豆箱根鉄道(駿豆線)の乗車運賃の助成
(100円分の利用券×100枚=1万円分を交付)

申請期間／4月1日(金)～平成29年3月31日(金)
※祝日を除く月曜日から金曜日

持ち物／・窓口へ申請に来る人の印鑑
・対象者の後期高齢者医療被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれか

申請場所(「福祉タクシー・バス・鉄道利用券」、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」共通)

- ①大仁庁舎特設窓口 受付時間8:30～17:15
 - ②あやめ会館特設窓口 ③葦山支所特設窓口(葦山農村環境改善センター)
- ②③の受付時間8:45～17:00 ※5月以降は①のみになります。

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)支給

市に申請できるのは、平成27年1月1日時点で市の住民基本台帳に記録されている人です。支給対象と思われる人に申請書などを3月末ごろに郵送しました。届いたら書類を確認のうえ、申請手続きをしてください。

給付額／対象1人につき3万円(1回限り)

対象者／平成27年度の市民税が非課税の人(課税者の被扶養者や生活保護受給者は除く)で、平成28年度中に65歳以上になる人

申請期限／6月30日(木)まで
※祝日を除く月曜日から金曜日

市役所長寿福祉課(専用ダイヤル)
☎ 0558-76-8033

4月1日からはじまります 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」は、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。



◆「障がいがある」という理由だけで、障がいのない人と違う扱いを受けることを「不当な差別的取扱い」といいます。

◆障がいのある人が困っているときに、その人の障がいに合った必要な工夫や方法を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを「合理的配慮」といいます。聴覚に障がいのある人に声だけで話したり、視覚に障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げないことは、「合理的配慮をしないこと」になります。

市役所障がい福祉課
☎ 0558(76)8007